

職業紹介求職者保護法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二五二八年職業紹介・求職者保護法令

前文省略

注／仏暦二五三七年（西暦一九九四年）の第二版、仏暦二五四四年（西暦二〇〇一年）の第三版による改定増補を織り込んで訳出。

第一条（法令名）

本法令を「仏暦二五二八年職業紹介・求職者保護法令（プララーチャバンヤット・チャットハーガン・レ・クムクロン・コンハーガン）」と呼ぶ。

第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日から施行する。

第三条（旧法の廃止）

仏暦二五一一年職業紹介・求職者保護法令を廃止する。

第四条（語句規定）

本法令において、

「職業紹介（チャットハーガン）」とは、報酬・サービス料金を要求もしくは受け取るかどうかを問わず、求職者または求人者に対し職業紹介事業を営むことを意味するとともに、求職者に対する職業紹介のため金銭または財産、もしくはその他を要求することも意味する。

「サービス料金（カー・ポリカーン）」とは、職業紹介の報酬としての金銭またはその他の利益を意味する。

「費用（カー・チャイチャーイ）」とは、職業紹介における費用を意味する。

「許可取得者（プー・ラップ・アヌヤート）」とは、本法令に基づき職業紹介許可書を取得した者を意味する。

「職業紹介代理人（トアテン・チャットハーガン）」とは、本法令に基づき職業紹介代理人として登録許可を受けた者を意味する。

「事務所（サムナクガン）」とは、許可取得者の職業紹介事務所を意味する。

「求職者（コン・ハー・ガン）」とは、金銭またはその他の利益として賃金を要求もしくは受け取ることにより労働を望む者を意味する。

「技能試験（トッドソープ・フィームー）」とは、試験料を要求または受け取るかどうかを問わず、求職者に技能試験結果証明書を発行する目的で、求職者の技能を知るためになす試験を意味する。

「研修（フック・ガン）」とは、労働効率向上のために使用者が被雇用者の労働における知識、能力、言語、理論またはスキルの向上を得るようにすることを意味する。

「基金（ゴントウン）」とは、本法令に基づき設置された国外出稼ぎ求職者支援基金を意味する。

「基金理事会（カナカマカーン・ゴントウン）」とは、国外出稼ぎ求職者支援基金理事会を意味する。

「登録官（ナーイ・タビヤン）」とは、中央職業紹介登録官または県職業紹介登録官を意味する。

「係官（パナックガーン・ジャオナーティー）」とは、本法令に基づく執行のため大臣が任命した者を意味する。

「局長（アティボディー）」とは、雇用局長を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条（主務大臣）

労働大臣を本法令の主務大臣とし、登録官及び係官を任命する、及び本法令末尾のレートを超えない範囲で手数料を定める、手数料を免除する、並びにその他事業を定める省令、または本法令に基づく遂行のために規則を制定する権限を有する。

省令は官報で公示した時に施行することができる。

第一章 中央職業紹介登録事務所、県職業紹介登録事務所、職業紹介所

第六条（職業紹介登録事務所）

労働省雇用局内に中央職業紹介登録事務所を設置し、本法令に基づく権限、義務を有する中央職業紹介登録官を置く。

バンコク都以外の県においては、中央職業紹介登録事務所に直結する県職業紹介登録事務所を設置し、本法令に基づく権限、義務を有する県職業紹介登録官を置くことができる。

県職業紹介登録事務所の設置は官報公示によってこれをなす。

第七条（職業紹介事務所）

サービス料金なしで国民に対し職業紹介の任務を果たす「雇用局職業紹介事務所」と呼ぶ職業紹介所を労働省雇用局内に設置する。

雇用局職業紹介事務所は局長の相当との判断に基づき支所を設けることができる。

第二章 国内職業紹介

第八条（許可書）

いずれかの者が、登録官から許可書を取得せずに、求職者に対し国内就労で職業紹介することを禁じる。

許可書の申請及び交付は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

省令で定めたところに基づく正しく全ての詳細を有する申請書を受け取った日から60日以内に、登録官は許可申請者に許可書を交付する、またはその事由とともに不許可命令を文面で通知しなければならない。

登録官が第三段に基づく期間内に許可書を交付できない、または不許可命令を出すことができない事由がある場合、1回30日以内で2回まで期間を延長することができる。ただし延長する場合は毎回、第三段の期間、または延長したところに基づく期間が終了する前に、許可申請者に期間延長とその事由を文面で通知しなければならない。

第九条（資格規定）

国内職業紹介許可申請者は以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

- (一) タイ国籍を有する。
- (二) 満20歳以上である。
- (三) 職業紹介許可取得者ではない。
- (四) 職業紹介許可書の使用停止命令を受け、停止期間中の者ではない。
- (五) 職業紹介許可書を取り消されたことがない。
- (六) 無能力者または準無能力者ではない。
- (七) 良俗に反する非行または瑕疵がある、または過去にそうであった。
- (八) 職業紹介許可取得者である法人の取締役、パートナー、またはマネージャーではない。
- (九) 職業紹介許可書取消を受けた法人、または職業紹介許可書取消命令への不服申し立ての権利を行使中の法人の取締役、パートナー、マネージャーではない。

(一〇) 法律が不正行為と規定した違法行為、もしくは本法令に基づく違法行為により、確定判決または合法的な命令で禁錮刑を受けたことがない。

(一一) 本法令に基づく遂行の保証とするために、省令で定められた10万バーツ以上の保証金を登録官に預託した。

職業紹介許可申請者が法人である場合、その法人のマネージャーはタイ国籍を有し、第一段に基づく資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

第一〇条（許可書延長）

許可書は登録官が許可書に示した県域内で、交付から2年使用できる。

国内職業紹介許可取得者が許可書の期間延長を望むのであれば、許可書の期限が切れる30日以上前に延長を申請する。当該申請がなされた時、登録官がその許可書の期間延長不許可を命じるまで、事業を継続することができる。

許可書の期間延長申請及び許可は、省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

許可または不許可は、省令で定めたところに基づく正しく全ての詳細を有する申請書を受け取った日から30日以内に完了しなければならない。

第一一条（許可書掲示）

国内職業紹介許可取得者は、許可書に示された事務所内の公開され、かつ視認しやすい場所に許可書を掲示しなければならない。

国内職業紹介許可取得者は、ホテル、寮、遊興場、質屋、賭け事が通常なされている場所、または大臣が布告規定したその他の場所に事務所を置くことはできない。

第一二条（事務所移転）

国内職業紹介許可取得者が許可を得た区域外に事務所を移転する、または臨時事務所を設置することを望む場合、登録官に申請する。

許可の申請及び許可は大臣が定めた規則に従い、第一〇条第四段の内容を準用する。

第一三条（マネージャー交代）

国内職業紹介許可取得者がマネージャーの交代を望む場合、登録官に申請する。

許可の申請及び許可は大臣が定めた規則に従い、第一〇条第四段の内容を準用する。

第一四条（不服申し立て）

登録官が許可書を交付しなかった、許可書の期限を延長しなかった、事務所移転を許可しなかった、臨時事務所の設置を許可しなかった、またはマネージャーの交代を許可しなかった場合、国内職業紹介許可申請者もしくは許可取得者は、不許可の通知書を受け取った日、または第八条第四段もしくは第一〇条第四段に基づく期限が切れた日から30日以内に、大臣に不服を申し立てる権利を有する。

大臣の決定は最終的なものとする。

第一五条（担当者の登録）

国内職業紹介許可取得者は登録官に対し、省令で定めた原則、方法及び要件に従い、被雇用者及び職業紹介代理人を登録し、局長が定めた書式に従い被雇用者及び職業紹介代理人の名簿を作成し、求職者が業務時間内に閲覧できるように事務所に保管しなければならない。

被雇用者及び職業紹介代理人は同時に別の国内職業紹介許可取得者の被雇用者または職業紹介代理人になることはできず、第九条に基づく資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。ただし第九条（一）及び（二）に基づく資格は被雇用者に適用しない。

国内職業紹介許可取得者に交付された許可書は、その国内職業紹介許可取得者が登録した被雇用者または職業紹介代理人も統制する。

国内職業紹介許可取得者が登録した被雇用者または職業紹介代理人の職業紹介に係る行為は、許可取得者の行為であるものとみなす。

第一六条（保証金）

第一五条に基づく職業紹介代理人の登録申請において、国内職業紹介許可取得者は登録する各代理人につき、省令で定めた一人5万バーツ以上の保証金を

登録官に預託しなければならない。このとき保証金は現金、タイ政府の債券、または銀行保証契約のいずれかとする。

職業紹介代理人が本法令への違反行為をなし、求職者に損害を及ぼした場合、職業紹介代理人の行為であると信じられる証拠があると登録官が判断すれば、登録官は通知書をもって国内職業紹介許可取得者に通知し、国内職業紹介許可取得者が通知を受けた日から30日以内に反対しなければ、登録官は第一段に基づき預託された保証金から実際に生じた損害に応じて求職者に補償金を支払う権限を有する。

第一七条（保証金積み増し）

国内職業紹介許可取得者が第九条（一）及び第一六条第一段に基づき預託した保証金が本法令に基づく支払いによって減額した場合、登録官は許可取得者に対し文面をもって命令を受けた日から30日以内に定められた金額に達するまで保証金を積み増すよう命じる。

第一八条（債務と保証金）

国内職業紹介許可取得者が第九条（一）及び第一六条第一段に基づき預託した保証金は、国内職業紹介許可取得者が職業紹介事業をまだ廃業していない、または廃業したが本法令に基づく責任を有している限りにおいて、強制執行の責に任じられない。

職業紹介事業を廃業した場合、国内職業紹介許可取得者は本法令に基づき生じた債務を弁済した時、第九条（一）に基づき預託した保証金の返還を申請できる。ただし残りの債務が預託した保証金より額が少ないのであれば、登録官は債務の額だけ保証金を減額するよう命じる権限を有する。

職業紹介代理人が職業紹介代理人でなくなり、かつ第一六条第二段に基づき支払わなければならない債務がない時、国内職業紹介許可取得者は第一六条第一段に基づき預託した保証金の返還を申請することができる。

国内職業紹介許可取得者が職業紹介事業を廃業した日から5年以内に保証金返還を申請しなかった場合、当該保証金は国庫に帰する。

第一九条（他県の求職者）

国内職業紹介許可取得者が許可を得た県以外の県からの求職者に職業紹介を望む場合、登録官に申請する。

第一段に基づく許可申請及び許可は大臣が定めた規則に従う。

第二〇条（身分証明書）

事務所の外で業務遂行する時、国内職業紹介許可取得者、マネージャー、被雇用者、または職業紹介代理人は関係者に身分証明書を提示しなければならない。

国内職業紹介許可取得者、マネージャー、被雇用者、または職業紹介代理人の身分証明書は局長が定めた書式に従う。

第二段に基づく身分証明書は交付日から1年の期限を有する。

身分証明書の申請及び交付は大臣が定めた規則に従う。

第二一条（身分証明書の返還）

離任するマネージャー、被雇用者、または職業紹介代理人は、離任日から7日以内に登録官または国内職業紹介許可取得者に身分証明書を返還しなければならない。

第一段に基づき身分証明書の返還を受けた許可取得者は、返還を受けた日から7日以内に登録官にその身分証明書を送付しなければならない。

第二二条（代用書）

許可書または身分証明書が紛失もしくは損壊した場合、国内職業紹介許可取得者は紛失もしくは損壊を知った日から15日以内に、許可書または身分証明書の代用書を申請する。

許可書または身分証明書の代用書の申請及び交付は大臣が定めた規則に従う。

第二三条（契約）

職業紹介において、国内職業紹介許可取得者は求職者と職業紹介契約を交わさなければならない。

第一段に基づく職業紹介契約は局長が定めた書式に従う。

第二四条（職業紹介代理人との契約）

職業紹介代理人が国内職業紹介許可取得者の代わりに求職者と職業紹介契約を交わすことを禁じる。ただし当該許可取得者から局長が定めた書式に基づき委任状を得ており、かつ許可取得者が登録官に文面で通知していた場合はその限りではない。

就職斡旋代理人が当該許可取得者から委任されていない、または委任されたが委任状が局長の定めた書式に従っていないことは、善意の求職者または部外者がその事由をもって権利を損なう事由とはならない。

第二五条（実施義務）

国内職業紹介許可取得者は以下を実施しなければならない。

(一) 局長が定めた書式及び項目に基づき自己の事業に係る登録簿、帳簿、及びその他の書類があるようにする。

(二) 翌月一〇日までに局長が定めた書式に基づき毎月の職業紹介に係る報告を作成し、登録官に送付する。

自己の事業に係る登録簿、帳簿またはその他の書類に記載しなければならない事由がある時、当該許可取得者はその事由があった日から7日以内に登録簿、帳簿、またはその他の書類に記載しなければならない。

第二六条（サービス料と費用）

国内職業紹介許可取得者が求職者に、サービス料金または費用のほかに金銭もしくは他の財産を請求、または受け取ることを禁じる。

第一段に基づくサービス料金または費用は、大臣が定めたレートを超えずに請求または受け取る。

第二七条（請求時期）

使用者がまだ求職者を仕事に就かせておらず、第一回目の賃金支払いがなされる前に、国内職業紹介許可取得者がサービス料金または費用を請求する、もしくは受け取ることを禁じる。

サービス料金及び、または費用を受け取った時、国内職業紹介許可取得者は局長が定めた書式に従い領収書を求職者に発行する。

第二八条（違約時）

求職者が職業紹介契約に規定されたところに基づく仕事に就けない、または職業紹介契約に規定されたところに基づく仕事とは違う仕事、地位を得た場合、国内職業紹介許可取得者はその求職者の求職を受けた事務所もしくは臨時事務所に求職者を帰らせるようにしなければならない。このとき交通費、宿泊費、食費を支給し、第二七条に基づき受け取っていたサービス料金及び費用をその求職者に返還し、当該義務の生じた日から15日以内に第二五条（二）に基づく登録官に文面で通知する。

求職者が戻ろうとしない、または職業紹介契約よりも低い賃金で、もしくは違う仕事、地位で働くことを望む場合、国内職業紹介許可取得者は当該求職者を帰還させる責に任じられないが、第一段に基づき登録官に通知しなければならない。

第二九条（登録官の介入）

第二八条第一段に基づき休職者を帰還させなければならない国内職業紹介許可取得者が、当該事由のあった日から15日以内に当該実施に着手していないことを知った登録官は、第九条（一一）に基づき預託された保証金から費用を拠出し、休職者を帰還させる。

第三章 外国出稼ぎのための職業紹介

第三〇条（許可書）

いずれかの者が、中央職業紹介登録官から許可書を取得せずに、求職者に対し外国出稼ぎのための職業を紹介することを禁じる。

許可書の申請及び交付は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第三一条（資格規定）

外国出稼ぎのための職業紹介許可申請者は株式会社または公開株式会社でなければならない。以下の資格を有し、かつ禁止態様にあってはならない。

（一）100万バーツ以上の省令で定められたところに基づく登録及び払い込み済み資本金を有する。

(二) 全資本金額の4分の3以上をタイ国籍を有する株主の出資が占め、かつ全株主数の4分の3以上をタイ国籍を有する株主が占めていなければならない。

(三) 職業紹介許可取得者ではない。

(四) 職業紹介許可書の使用停止命令を受け使用停止中の者ではない。

(五) 職業紹介許可書取消を受けた者ではない。

(六) 第九条に基づく資格を有し、かつ禁止態様でないマネージャーを擁する。

(七) 本法令に基づく保証金として、50万バーツ以上の省令で定められた金額の保証金を中央職業紹介登録官に預託している。

第三二条（兼業禁止）

職業紹介のほかに、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は省令で定められた事業を営むことはできない。

第三三条（保証金）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が第三一条（七）に基づき預託しなければならない保証金は、現金、タイ政府の債券、または銀行の保証契約のいずれかでなければならない。

当該許可取得者は保証金の変更を申請することができる。

当該許可取得者の保証金が本法令に基づく支払いのために減額した場合、登録官は当該許可取得者に対し、文面をもって、命令を受けた日から30日以内に、定められた金額に達するまで保証金を積み増すよう命じる。

第三四条（債務と保証金）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が、第四七条に基づき準用された第三一条（七一）及び第一六条第一段に基づき預託した保証金は、当該許可取得者が職業紹介事業をまだ廃業していない、または廃業したが本法令に基づく責任を有している限りにおいて、強制執行の責に任じられない。

職業紹介事業を廃業した場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は本法令に基づき生じた債務を弁済した時、第三一条（七）に基づき預託した保証金の返還を申請できる。ただし残りの債務が預託した保証金より額が少ないのであれば、登録官は債務の額だけ保証金を減額するよう命じる権限を有する。

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が職業紹介事業を廃業した日から5年以内に保証金返還を申請しなかった場合、当該保証金は基金に帰する。

第三五条（募集申請）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は求職者を募集する、または事前に求職者募集を告知することを望む場合、登録官に申請する。

許可申請及び許可は大臣が定めた規則に従い、第一〇条第四段の内容を準用する。

第三六条（遂行義務）

外国出稼ぎのための職業紹介において、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は以下を遂行しなければならない。

（一）外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者または職業紹介代理人が求職者と結んだ職業紹介契約、並びに外国の使用者または当該使用者から権限を委任された代理人が求職者と交わした職業紹介の要件、及び求職者を外国に送る前の許可審査のために局長が布告規定したその他の証拠を局長に送付する。

（二）局長が布告規定した原則、方法、診療所において求職者に健康診断を受けさせる。

（三）労働技能開発局長が布告規定した原則に従い求職者に技能試験を受けさせる。

（四）中央職業紹介登録事務所、県職業紹介事務所、または局長が布告規定したその他の機関において、選考及び技能試験をパスした求職者に、求職者が働く国の法律及び文化慣習、雇用形態に係る研修を受けさせる。

（五）求職者の名簿及び外国における就業場所、雇用契約を求職者の出国日から7日以内に中央職業紹介登録官に送付する。

（六）求職者の出国日から15日以内に、求職者が働くことになる国のタイ労働事務所に対し、（五）に基づく求職者の名簿及び外国における就業場所を添付することにより文面で通知する。

当該国にタイ労働事務所がない場合、当該期間中にその国のタイ大使館またはタイ領事館、もしくはその国におけるタイ人保護の責任を有するタイ大使館またはタイ領事館に文面で通知する。

（七）職業紹介契約に基づき求職者がまだ出国していない場合、毎月一〇日までに中央職業紹介登録官に月次報告する。

（三）の内容は従事を予定している職種で技能試験合格証明書を有している求職者には適用しない。

（七）に基づく報告は局長が定めた書式に従う。

第三七条（基金への納入）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は、求職者と雇用契約を結んだ外国の使用者に求職者各人につき第五二条に基づき組成させた基金に送金させるようにする。使用者に当該送金をさせることができないときは、許可取得者が基金に送金する。

雇用局職業紹介事務所が求職者に外国出稼ぎを斡旋した場合、局長が第一段に基づき使用者に基金への送金をさせるようにする。使用者に当該送金をさせることができず、かつ求職者が自ら基金に送金することを承諾し、外国での就労意思を示したときは、局長は基金への送金のため求職者から金銭を徴収する権限を有する。

基金への送金は省令で定めた原則、方法、期間、レートに従う。ここに当該レートは求職者が就労する国、地域によって異なるように定めることができる。

第三八条（サービス料徴収）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が求職者の出国日より30日を超えて前もって求職者にサービス料金を請求する、または受け取ることを禁じる。必要な事由がある場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は当該期間の延長を中央職業紹介登録官に要請することができ、中央職業紹介登録官が当該延長が相当と判断した時、延長することができるが、延長は一回のみ、30日以内とする。

第一段に基づき当該金の請求または受取りは、第三六条に基づき局長から許可を受けた契約に基づく金額のみ、これをなすことができる。

第三九条（仕事に就けなかった場合）

求職者が外国に赴き、職業紹介契約に定められたところに基づく仕事に就けなかった場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は以下を遂行しなければならない。

（一）求職者を帰国させるようにする。このとき求職者が帰国するまでの交通費、宿泊費、食費及びその他の必要な費用を負担する。

（二）15日以内にその国のタイ労働事務所に文面で通知する。タイ労働事務所がないときは、その国のタイ大使館またはタイ領事館、もしくはその国におけるタイ人保護の責任を有するタイ大使館またはタイ領事館に通知し、当該通知書の写しを中央職業紹介登録事務所に送付する。

第四〇条（違約がわかった場合）

求職者が就労する国に赴いたが、賃金が職業紹介契約に定められたところよりも低かった、または職位もしくは福利厚生が違っていた場合、求職者は外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者に自己を帰国させるように要求することも、低い賃金もしくは違った職位、福利厚生のもとで就労することもできる。ただし求職者が帰国を許可取得者に要求するのであれば、職業紹介契約よりも低い賃金、違った職位、福利厚生であることを知った日から90日以内に、文面で自己の意思を許可取得者またはその国にいる許可取得者の代理人に知らせなければならない。許可書取得者またはその代理人に知らせることができない場合は、許可取得者に伝達してもらうために、その国のタイ労働事務所、タイ大使館、もしくはタイ領事館、またはその国のタイ人の保護で責任を有するタイ大使館、もしくはタイ領事館に知らせる。

求職者が第一段に基づき通知した場合、第三九条の規定を準用する。

職業紹介契約よりも低い賃金、違った職位、福利厚生であっても求職者が就労を望む場合、許可取得者は当該求職者の帰国で責任を負わなくてもよいが、第三九条（二）に基づき手続をとらなければならない。

第四一条（基金からの拠出要請）

第三九条または第四〇条に基づき求職者を帰国させる義務を有する外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が求職者を帰国させた場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は第三九条（一）に基づき自己が支払わなければならない諸経費の半額を基金から補償してもらうため局長に申請することができ、求

職者が外国に赴き、職業紹介契約に定められたところに基づく仕事に就けなかった、賃金が職業紹介契約に定められたところによりも低かった、または職位もしくは福利厚生が違っていたことが許可取得者の過失によって生じたものでなく、許可取得者が職業紹介契約に定められたところに基づく仕事に就けるよう、賃金または職位もしくは福利厚生が職業紹介契約に定められたところに従うよう最大限努力した、または求職者の早期帰国で努力したと局長が判断すれば、局長は基金からの許可取得者への支払いを認可することができる。

第四二条（帰国しない場合）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が求職者に対し、第三九条（一）または第四〇条に基づく帰国への準備を通知したが、求職者が通知を受けた日から60日以内に帰国しようとしがない場合、当該求職者の帰国に必要な交通費、宿泊費、食費及びその他の費用とするために中央職業紹介登録官が定めた額に従い中央職業紹介登録事務所に預託するとともに、第三九条（二）に基づく手続を取らなければならない。

公務当局が当該求職者の帰国費用を基金から支払った場合、その金額がいくらであっても許可取得者が第一段に基づき預託した金銭と相殺し、残額があれば許可取得者に遅延なく返還する。もし不足の場合は中央職業紹介登録官が第三一条（七）に基づき預託した保険金から差し引く。

許可取得者が第一段に基づく金銭を預託した日から90日以内に、求職者が相当の事由なく帰国しなかった場合、許可取得者が当該求職者の帰国で責任を負う必要はなく、当該金銭の返還を求めることができる。

第一段に基づく求職者が帰国した時、本条に基づき行動した許可取得者は、自己が拠出した費用の補償を基金から受けるために局長に要請する権利を有し、第四一条の内容を準用する。

第四三条（中央職業紹介登録官）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が第三九条（一）または第四〇条に基づき求職者を帰国させなければならない事由がありながら、当該事由があった日から15日以内に帰国させるための行動をとらなかったことを知った時、中央職業紹介登録官は求職者が帰国するようにする。

第一段に基づく求職者の帰国で、中央職業紹介登録官は基金から費用を支払い、許可取得者に対し定められた期間内に弁済するよう文面で通知する。許可取得者が定められた期間内に弁済しなかった場合、中央職業紹介登録官は当該金額を第三一条（七）に基づき預託した保証金から差し引く。

第四四条（求職者の契約不履行）

求職者が職業紹介契約に定められたところと合致した賃金、職位、またはその他の権利を得たにもかかわらず、契約を履行しようとしがない場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は当該求職者の帰国に責任を負う必要はないが、第三九条（二）に基づく手続をとらなければならない。

第四五条（契約満了後に帰国しない場合）

求職者が職業紹介契約に定められたところと合致した賃金、職位、またはその他の権利を得て、契約が満了するまで労働したが、職業紹介契約が満了した日から30日以内、または職業紹介契約に掲げられた期間内に、相当の事由なく、もしくは当該期間に新たな仕事を得て帰国しようとしがない場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は当該求職者の帰国に責任を負う必要はないが、第三九条（二）に基づく手続きをとらなければならない。

第四六条（サービス料の返還）

外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が第三八条に基づき求職者を帰国させることができない場合、または求職者が職業紹介契約に定められたところに基づく仕事を得られなかった、もしくは職業紹介契約と合致しない低賃金、職位、その他権利を得て、求職者がその仕事を希望しない場合、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者は、第三八条に基づき期間が終了した日から、もしくは求職者が帰国した日から30日以内に、求職者から徴収したサービス料及び諸経費を求職者に返還しなければならない。

求職者側の原因ではなく解雇されたことにより、求職者が職業紹介契約に定められた期間の終了前に仕事ができなくなった場合、許可取得者は求職者が返還を求めた日から30日以内に、求職者が働いた期間との割合にしたがって、求職者から徴収したサービス料及び諸経費を返還しなければならない。

職業紹介契約に定められたところを下回る賃金であるにもかかわらず、求職者がその仕事への就労を希望する場合、許可取得者は許可取得者は求職者が返還を求めた日から30日以内に、求職者が得る賃金との割合にしたがって、求職者から徴収したサービス料及び諸経費を返還しなければならない。

許可取得者が第一段、第二段または第三段に従わない場合、中央職業紹介登録官は第三条に基づき預託した保証金から当該サービス料及び諸経費を差し引き、求職者に返還する。

登録官が第四段に基づく手続きをとった時、速やかに許可取得者に通知する。

第四七条（準用規定）

外国出稼ぎのための職業紹介に第二章の第八条第三段及び第四段、第一〇条、第一一条、第一二条、第一三条、第一四条、第一五条、第一六条、第一七条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条、第二二条、第二三条、第二四条、第二五条、第二六条、及び第二七条第二段の規定を準用する。

第三章の二 技能試験所

第四七条の二（許可）

労働技能開発局長から許可書を取得せずに、求職者の技能試験を実施することはできない。

各職種における技能試験の許可申請及び許可書の交付は、省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第一段の内容は、省令で定められたところに基づく国の機関によってなされる技能試験には適用しない。このとき当該省令はその機関が従わなければならない原則、方法及び要件を定めることができる。

第四七条の三（許可書の掲示）

技能試験実施許可取得者は許可書に示された技能試験所の公開された、かつ視認しやすい場所に許可書を掲示しなければならない。

第四七条の四（試験監督者）

求職者の技能試験において、技能試験実施許可取得者は試験監督者を有し、労働技能開発局長が布告規定した原則、方法に従わなければならない。

第四七条の五（技能試験料金）

技能試験実施許可取得者は技能試験料金のほかに、求職者から金銭または財産、その他の利益を請求、受け取ることはできない。

第一段に基づく技能試験料金は、職業紹介開発・求職者保護委員会の承認により労働技能開発局長が布告規定したレートを上回らない範囲で請求または受け取ることができる。

第四七条の六（書類作成）

技能試験実施許可取得者は労働技能開発局長が布告規定した原則、方法に従って自己の事業に係る登録簿、帳簿及び書類を作成し、係官が検査できるようにしておかなければならない。

第四七条の七（許可書の期限）

許可書はその交付日から2年間使用することができる。

技能試験実施許可取得者が許可書の延長を望むのであれば、その許可書の期限が切れる30日以上前に延長申請することができる。当該申請を提出した時、労働技能開発局長がその許可書の延長不許可を命じるまで事業を継続することができる。

許可書の期限延長申請及び許可は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第四七条の八（不服申し立て）

労働技能開発局長が許可書を交付しなかった、または許可書の期限を延長しなかった場合、許可申請者または技能試験実施許可取得者は、不許可の通知を受けた日から30日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。

大臣の決定は最終的なものとする。

許可書期限延長の不許可に不服を申し立てている間、大臣は不服申し立て人に事業の継続または不継続を命じることができる。

第四七条の九（許可書の代用書）

許可書が紛失、破壊、または重要部分が損壊した場合、技能試験実施許可取得者は、その紛失、破壊または損壊を知った日から15日以内に労働技能開発

局長に許可書の代用書を申請することができる。ここに労働技能開発局長が布告規定した規則に従う。

第四章 海外赴任

第四八条（海外就労の通知）

第三章の内容に基づき海外出稼ぎのための職業紹介許可取得者との職業紹介契約を結ばずに自ら海外就労を望む求職者は、渡航の15日以上前に局長または局長が委任した者に通知する。

通知は局長が布告規定した書式に従う。

第四八／一条（基金からの支援）

自ら、または使用者、もしくは海外出稼ぎのための職業紹介許可取得者が第三七条に基づき基金に送金した求職者、または第四八条に基づき自ら海外就労する求職者で渡航前に第三七条に基づく省令で定められたレートに従い自発的に基金に送金した者は、その求職者の雇用契約に基づく期間にわたって第五三条に基づき大臣が定めた規則にしたがって基金から利権を得る。

外国に残った、または就労を続けた求職者は、雇用契約の期限日、もしくは雇用契約の満了日から5年間にわたって、第五三条に基づき基金から利権を得る。

第二段に基づき基金から利権を得た求職者が、新たな使用者または元の使用者と雇用契約を結び、第二段に基づく基金からの利権継続を望む場合、求職者または使用者は第二段に基づく期限日から60日以内に基金に送金する。

第四九条（渡航許可）

タイ国内にいる使用者が被雇用者を連れて海外就労させることを禁じる。ただし局長からの許可を得た場合はその限りではない。

許可申請及び許可は大臣が定めた規則に従う。

第四九の二条（外国研修派遣）

使用者の目的に基づく事業で就労する被雇用者を外国研修に派遣する場合、以下のようにする。

（一）45日間以内の海外研修の場合、被雇用者の出国前に局長が布告規定した書式に従い局長または局長が委任した者に通知する。

（二）（一）の場合、被雇用者が海外で受け取る金銭または利益が局長が定めたレート及び原則を下回るのであれば、局長または局長が委任した者から許可を得ておかなければならない。

（三）45日を超える海外研修の場合、局長または局長が委任した者から許可を得ておかなければならない。

第一段（二）または（三）に基づく許可申請及び許可は省令で定めたところに従う。

被雇用者の研修派遣で何らかの金銭またはその他利益を徴収することはできない。

被雇用者を海外研修に派遣する使用者は、被雇用者の帰国に責任を負う。ここに局長が定めた原則及び方法に従う。

第五〇条（国外使用者の直接求人禁止）

外国の使用者、または代理人が国外就労のために自らタイ国内で被雇用者を求人することを禁じる。ただし職業紹介事務所または雇用局に連絡し、職業紹介してもらった場合はその限りではない。

第五一条（渡航後の通知）

求職者が就労国に渡航した時、求職者は渡航した日から15日以内に、その国にあるタイ労働事務所に文面で通知する。このとき氏名、タイ国内の住所、外国での居住地及び勤務地を知らせる。その国にタイ労働事務所がない場合、その国にあるタイ大使館またはタイ領事館、もしくはその国のタイ人保護の責に任じるタイ大使館またはタイ領事館に当該期間内に文面で通知する。

第五章 外国出稼ぎ求職者支援基金

第五二条（基金の設置）

第五三条に基づく事業における支出のために、外国出稼ぎ求職者支援のための基金と呼ぶ基金を設置する。その基金は以下の資金及びその他財産によって構成する。

- （一）政府の助成金。
- （二）外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者、使用者、または求職者が本法令に基づき基金に送金した金銭。
- （三）基金の利得。
- （四）寄付された金銭またはその他財産。
- （五）第三四条に基づき基金のものとなった保証金。

第一段に基づく資金またはその他財産は、国家収入として財務省に納入することなく基金に納入する。

基金の運営及び基金の支出管理は、財務大臣の承認により大臣が定めた規則に従う。

第五三条（基金の支出事業）

基金が資金を支出できる事業は以下の事業とする。

- （一）外国に置き去りにされた求職者を帰国させる。
 - （二）外国に出稼ぎ求職者または当該求職者の法定相続人に福祉を供与する。
 - （三）外国出稼ぎ前の求職者の選定、技能試験、及び研修。
- ここに大臣が定めた規則に従う。

第五四条（基金理事会）

局長を理事長とし、大臣が任命する6人以下を理事、外国出稼ぎタイ人労働者管理事務所長を委員兼書記とする外国出稼ぎ求人者支援基金理事会を設置する。

第五五条（任命理事の任期）

大臣が任命する理事の任期は1期3年とする。

任命された理事の任期が残っている間に新たな理事の任命がある場合、それが増員のための任命であるか補欠のための任命であるかを問わず、新たに任命された者の任期はすでに任命されていた理事の残り任期と同じとする。

退任した理事は再任されることができ、連続二期までとする。

第五六条（任命理事の退任）

第五五条に基づく任期に基づく退任のほか、大臣が任命した理事は以下の時に退任する。

- （一）死亡した。
- （二）辞任した。
- （三）大臣が解任した。
- （四）破産者となった。
- （五）無能力者または準無能力者となった。
- （六）確定判決で禁錮刑判決を受けた、または合法的な禁錮命令を受けた。ただし過失罪または軽犯罪である場合を除く。

第五七条（理事会の会議）

基金理事会の会議は全理事の半数以上の出席をもって成立する。理事長が出席しない、または任務を果たせない場合、出席した理事が一人の理事を互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決をもってなす。

理事一人は票決において1票を有し、票数が同じ場合は会議の議長が決定票を投じる。

第五八条（理事会の権限）

基金理事会は以下の権限義務を有する。

- （一）第五二条及び第五三条に基づく規則の制定で大臣に助言する。
- （二）本法令に基づく基金に係る遂行で局長、登録官、及び係官に相談、助言する。

第五九条（資金運用）

大臣は第五二条（二）（三）（四）及び（五）に基づく基金の資金を国営企業である銀行に普通預金もしくは定期預金することによって、または政府の証券購入によって利得を追求する権限を有する。

第六〇条（支出権限）

局長または局長が委任した者は、第五三条に基づく事業に支出するため基金から拠出する権限及び義務を有する。

第六一条（報告）

予算期末から90日以内に、中央職業紹介登録官はその年度の基金の支出入報告を作成し、官報公示する。

第五章の二 職業紹介開発・求職者保護委員会

第六一条の二（設置）

労働省次官を委員長とし、外務省代表、国家経済社会開発委員会事務局代表、警察庁代表、労働技能開発局代表、雇用局代表、及び大臣が任命する8人以下を委員、外国出稼ぎタイ人労働者管理事務所長を委員兼書記とする「職業紹介開発及び求職者保護委員会」と呼ぶ委員会を設置する。ここに大臣任命委員のうち3人以上は職業紹介及び求職者保護で知識を有する者とし、被雇用者及び使用者を代表する委員を1人ずつとする。

委員会はいずれかの者を委員会の副書記に任命することができる。

第六一条の三（権限）

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 職業紹介及び求職者保護の政策及び対策に係る大臣への意見具申。
- (二) 職業紹介及び求職者保護の問題解決策に係る大臣への意見具申。
- (三) 求職者への詐欺防止及び撲滅対策に係る大臣への意見具申。
- (四) 外国出稼ぎタイ人労働者雇用標準に係る関係機関への相談、助言。
- (五) タイ人労働者の雇用振興及び技能開発の指針、方法の関係機関への相談、助言。
- (六) 求職者の技能試験の標準設定及び方法に係る関係機関への相談、助言。
- (七) 内閣または大臣が委任したその他の実施。

第六一条の四（準用規定）

職業紹介開発・求職者保護委員会に第五五条、第五六条、及び第五七条の規定を準用する。

第六一条の五（小委員会）

職業紹介開発・求職者保護委員会は、委員会の委任に基づく審議または実施のために小委員会を設置することができる。

第六章 統制

第六二条（出国チェック）

海外渡航する求職者は、求職者チェックポイントを通過することにより出国し、当該ポイントにおいて局長が布告規定した書式に従い係官に届け出なければならない。

第一段に基づく求職者チェックポイントは、大臣が官報公示により定める。

第六三条（渡航差し止め）

本法令に定められたところに基づく外国での就労または研修に係る証拠がないことを見つけた場合、係官はケースごとの状況に基づき必要なだけ、その者の出国を差し止める権限を有する。ここに係官は出国差し止めの事由を明瞭に記録しておかなければならない。

第一段に基づく求職者の出国差し止め命令によって生じた損害は、外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が負担する。求職者が外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者によって渡航するのでない場合は求職者が負担する。

第六四条（許可取得者の名称）

自然人の許可取得者は事業において「職業紹介事務所（サムナックガン・チャッドハーガン）」を冠した名称を使用しなければならず、法人である許可取得者は「職業紹介パートナーズ（ハーンフンスアン・チャッドハーガン）」または「職業紹介会社（ポリサット・チャッドハーガン）」を冠した名称を使用しなければならない。

第六五条（無許可者の名称使用禁止）

許可取得者でない者が「職業紹介事務所」「職業紹介パートナーズ」「職業紹介会社」の名称、または同じような意味を有する外国語の名称を使用することを禁じる。ただし職業紹介許可申請における使用はその限りではない。

第六六条（広告規制）

職業紹介の広告は大臣が定めた規則に従う。

第六七条（登録官の権限）

登録官または係官は任務遂行において以下の権限を有する。

（一）本法令に基づく検査のために、または本法令に従わせるために、職業紹介、職業研修、または技能試験に係る事務所もしくはその他の場所に、日中または業務時間内に立ち入る。

（二）本法令への違反行為があると信じられる事由がある場合に、職業紹介、職業研修、または技能試験に係る登録簿、会計簿、書類もしくはその他の証拠を押収する、または差し押さえる。

（三）職業紹介許可取得者、マネージャー、職業紹介代理人、被雇用者、求職者、研修者派遣者、研修者、技能試験実施許可取得者、または関係者に対し、審査のために証言する、もしくは事実関係を明らかにする、書類またはその他の証拠を提出するよう要求する、もしくは命じる。

（一）または（二）に基づく任務遂行において、登録官または係官は関係者に身分証明書を提示し、関係者は相当の便宜を供する。

登録官及び係官の身分証明書は大臣が定めた書式に従う。

第六八条（捜査官）

本法令に基づく任務遂行において、登録官及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第六九条（許可書使用停止命令）

許可取得者が以下の場合、

- （一）第九条または第三十一条に基づく資格を欠く、もしくは禁止態様にある。
- （二）本法令、または本法令に基づき制定された省令、規則に従わない、もしくは正しく行動していない。

登録官はその許可取得者に定められた期間内に是正もしくは解決するよう命じる、または1回につき120日以内の許可書使用停止を命じる権限を有する。

第七〇条（許可書取消命令）

以下の場合、

（一）許可書取得者が定められた期間内に第六九条第二段に基づく登録官の命令に従わない、または解決しようとししない。

（二）許可書取得者が許可書使用停止命令を受けてから1年以内に、または許可書使用停止命令を2回受けたことがあり、許可書使用停止命令を受ける事由が再びある。

（三）許可書取得者は本法令、または本法令に基づき制定された省令、規則に従うことができなくなったと登録官が判断した。

（四）許可書取得者が本法令、または本法令に基づき制定された省令、規則に従わない、もしくは正しく従わないことが重大である、または詐欺であると登録官が判断した。

登録官は許可書の取り消しを命じる権限を有する。

第七一条（通知方法）

許可書使用停止命令及び許可書取消命令は文面で許可書取得者に通知する。許可書取得者に会えない、または許可書取得者が命令を受け取ろうとしない場合、当該命令を許可書取得者の事務所の公開された、視認しやすい場所に掲示し、許可書取得者は命令掲示日からその命令を知っているものとみなす。

許可書使用停止命令を受けている間、許可書取得者が職業紹介に係る何らかの手続きをなすことを禁じる。ただし許可書使用停止命令日より前に第三六条（一）に基づき局長から許可を得たところに従って、求職者を国外就労に送り出すための手続きはその限りではない。

許可書使用停止命令または許可書取消命令を受けた許可取得者は、本法令に基づく責任がなくなるまで、自己の責任下にある求職者を帰郷させる、もしくは帰国させる責に任じ、自己の責任下にある求職者に係る登録官への報告で義務を果たさなければならない。

第七二条（不服申し立て）

許可書使用停止命令または許可書取消命令を受けた許可取得者は、命令を受けた日から30日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。

大臣の決定は最終的なものとする。

第一段に基づく大臣への不服申し立ては、許可書使用停止命令または許可書取消命令に基づく執行を猶予しない。

第七二条の二（技能試験実施許可の停止、取消）

技能試験実施許可取得者が本法令、または本法令に基づき制定された省令、規則に従わない、もしくは正しく行動しない場合、労働技能開発局長はその許可書取得者に対し定められた期間内に是正または解決を命じる、または定められた職種の許可書の使用停止、もしくは許可書の取消を命じる権限を有する。

許可書使用停止命令及び許可書取消命令は文面で許可書取得者に通知する。許可書取得者に会えない、または許可書取得者が命令を受け取ろうとしない場合、当該命令を許可書取得者の事務所の公開された、視認しやすい場所に掲示し、許可書取得者は命令掲示日からその命令を知っているものとみなす。ここにその命令をその土地で流布している新聞において告知することもできる。

許可書使用停止命令を受けている間、許可書使用停止命令に定められたところにに基づき、許可書取得者が技能試験に係る何らかの手続きをなすことを禁じる。

第七二条の規定を技能試験実施許可書の使用停止命令または取り消し命令に対する不服申し立てにも準用する。

第七章 罰則規定

第七三条

第八条第一段、第四七条の二、または第四七条の五に違反した者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七四条

第一一条、第一二条第一段、第一三条第一段、第二〇条第一段、第二一条、第二三条第一段、第二四条第一段に従わない者、もしくは第四七条に従い準用された当該条項に従わない者、または第三五条第一段、第三六条（三）もしくは（六）、第四七条の四に従わない者は、2万バーツ以下の罰金に処する。

第七五条

第一五条第一段、第一九条第一段、第二二条第一段、もしくは第四七条で準用された当該条項に従わない者、または第三六条（二）（四）（五）（六）、第四七条の三、第四七条の九、第四八条、第六四条もしくは第六五条に従わない者は、5000バーツ以下の罰金に処する。

第七六条

第一七条または第三三条第三段に基づく登録官の命令に従わない者は、6か月以下の禁錮、及び保証金の全額に達するまで積み増さなければならない金額の2倍の罰金に処する。

第七七条

許可取得者の被雇用者または職業紹介代理人と偽った者は、1年から3年の禁錮、もしくは2万バーツから6万バーツの罰金、またはその併科に処する。

第七八条

第二五条、もしくは第四七条、第三六条（一）、第四七条の六に基づき準用された第二五条に従わない者は、6か月以下の禁錮、もしくは1万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七八条の二

第二五条、もしくは第四七条、第三六条（一）、第四七条の六に基づき準用された第二五条に基づき報告で虚偽の報告をなした者は、1年以下の禁錮、もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第七九条

第二六条、第四七条に基づき準用された第二七条に違反した、または第三八条に違反した者は、1年以下の禁錮、及び要求した、もしくは事前要求したサービス料金及び、または費用の5倍の罰金、または当該サービス料金及び、または費用の保証金として受け取った金銭もしくはその他の財産の3倍の罰金に処する。

第八〇条

許可取得者で第二八条第一段もしくは第三九条（一）に基づき行動しなかった者は、2年以下の禁錮、もしくは4万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八一条

許可取得者で第二八条、第三九条（二）、第四〇条第三段、第四二条第一段、第四四条、もしくは第四五条に基づき通知しなかった者は、5000バーツ以下の罰金に処する。

第八二条

第三〇条第一段、第四九条、第四九条の二第一段もしくは第三段、第五〇条に違反した、または従わなかった者は、3年から10年の禁錮、もしくは6万バーツから20万バーツの罰金、またはその併科に処する。

第八三条

第三二条に違反した者は、1万バーツから5万バーツの罰金に処する。

第八四条

海外出稼ぎのための職業紹介許可取得者で第三七条に基づき基金に送金しなかった者は、2万バーツまたは基金に送金しなければならない金額の3倍のどちらか多いほうの金額の罰金に処する。

第八五条

海外出稼ぎのための職業紹介許可取得者で、求職者からサービス料金もしくは費用を受け取った後、相当の事由なく海外での就労に送り出そうとしなかった者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八六条

許可取得者で第四〇条第二段に違反した者は、第八〇条または第八一条に規定された罰則に処する。

第八七条

第六二条に従わない者は、6か月以下の禁錮、もしくは1万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八八条

第六六条に基づき大臣が定めた規則に違反して、または従わずに職業紹介を広告した者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第八九条

第六七条に基づき任務を遂行する登録官もしくは係官を妨害した者は、1年以下の禁錮、もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第九〇条

第六七条に基づき任務を遂行する登録官もしくは係官に便宜を供しなかった者は、5000バーツ以下の罰金に処する。

第九〇条の二

第六七条（三）に基づく登録官もしくは係官の命令に違反した者は、1か月以下の禁錮、もしくは2000バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第九〇条の三

国内職業紹介許可取得者で第七一条第二段に違反した、または従わなかった者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

国外出稼ぎのための職業紹介許可取得者で第七一条第二段に違反した、または従わなかった者は、3年から10年の禁錮、もしくは6万バーツから20万バーツの罰金、またはその併科に処する。

第九一条

第七一条第三段に従わなかった者は、第八〇条または第八一条に規定されたところと同じ罰則に処する。

第九一条の二

第七二条第三段に従わなかった者は、3年以下の禁錮、もしくは6万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第九二条の三

他者をして国外で就労もしくは研修できると騙し、騙された者から金銭、財産またはその他の利益を得た者は、3年から10年の禁錮、もしくは6万バーツから20万バーツの罰金、またはその併科に処する。

第九二条

本法令に基づき罰せられる違法行為者が法人である場合、その法人のマネージャーまたは代表者がその行為に対し法律が定めた罰に処される。ただしその法人の違法行為に自己が関係していないことを証明できるときはその限りではない。

第九三条

罰金刑のみ、または6か月以内の禁錮刑もしくは罰金刑が規定された本法令に基づく罪は、以下の者が略式処分を下す権限を有する。

(一) (二)を除く本法令に基づく罪の場合、局長。

(二) 本法令に基づく技能試験に係る罪の場合、労働技能開発局長。

第一段に基づく略式処分の権限は、その違法行為が生じた県の県知事に委任することができる。

捜査において、捜査官が略式処分できる本法令に基づく違法行為を発見し、その違法行為者が略式処分に同意すれば、捜査官はその件を局長、もしくは労働技能開発局長、または県知事に、その者が略式処分に同意した日から7日以内に送る。

違法行為者が30日を超えない定められた期間内に略式処分に従った金額で罰金を支払った時、その事件は刑事訴訟法典に従い終結したものとみなす。

違法行為者が略式処分に同意しない場合、または同意したが第四段に基づく期間内に罰金を支払わない場合、訴訟手続きを継続する。

経過規定

第九四条 (旧省令・布告)

仏暦二五一年職業紹介・求職者保護法令に基づき制定され、本法令の施行日にまだ施行されている省令及び布告は、本法令と相反、矛盾しない限り、本法令に基づき省令、規則及び布告が制定されるまで引き続き施行する。

第九五条（旧許可書）

本法令の施行日より前に仏暦二五一年職業紹介・求職者保護法令に基づき交付された職業紹介許可書は、その許可書の期限が切れるまで使用することができるが、当該許可書取得者は本法令の施行日から120日以内に第六四条に従わなければならない。当該期間中は第七四条を適用しない。

本法令の施行日前に当該許可書を取得した者が本法令の施行日後に求職者に外国出稼ぎのための職業紹介をする場合、求職者を外国に送り出す前に本法令に従わなければならない。

第九六条（基金）

本法令に基づく外国出稼ぎ求職者のための基金からの保護要請に資するために、仏暦二五一年職業紹介・求職者保護法令に基づく外国出稼ぎのための職業紹介許可取得者が外国に送り出した求職者は、局長が定めた証拠書類の写しとともに、第三七条に基づき省令が定めたレートに従い基金に送金することにより、基金からの権利と利益を要求することができる。ここに当該省令の施行日から120日以内に中央職業紹介登録事務所に送付する。

中央職業紹介登録事務所が調べた上で正しいと判断した時、求職者に通知し、求職者は中央職業紹介登録事務所が第一段に基づく金銭と証拠書類を受け取った日から権利と利益を受けることができる。

*手数料（上限）

- (1) 申請書 1部10バーツ
 - (2) 第八条または第四七条の二に基づく許可書 1部5000バーツ
 - (3) 第一二条、第一三条、または第一九条に基づく許可 1回400バーツ
 - (4) 第一五条に基づく登録 1人500バーツ
 - (5) 第三〇条に基づく許可書 1部1万バーツ
 - (6) 許可書取得者、マネージャー、被雇用者または職業紹介代理人の身分証明書 1部100バーツ
 - (7) 許可書の代用書 1部につき許可書手数料の半分
 - (8) 許可書の延長 1回につき許可書手数料と同額
 - (9) 謄本の内容証明
 - (a) タイ語 1枚5バーツ
 - (b) 外国語 1枚10バーツ
 - (10) 証明書の発行
 - (a) タイ語 1枚200バーツ
 - (b) 外国語 1枚400バーツ
 - (11) その他手数料 1回400バーツ
- （おわり）